

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所等副食費等(二ヶ月相当分)無料化事業	① 保育所等の副食費について、2ヶ月相当額を無料化することで、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するもの。 ② 私立保育所等児童の副食費2ヶ月相当額、事務費 ③ 対象者3,330人*副食費4,500円*2ヶ月＝29,970千円 事務費(事務消耗品費、郵送費、振込等手数料)330千円 (うち、一般財源13,699千円) ④ 私立保育所等に通所する児童がいる世帯(副食費相当額を私立保育所等へ交付) なお、教職員の給食費については無償化の対象外。	R7.9	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	呉市学校給食費(二ヶ月相当分)無料化事業	① 呉市立の小学校、中学校及び義務教育学校において提供する学校給食について、事業者を通じて2ヶ月分の学校給食費を無料化することで、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するもの。 ② 呉市立の小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する児童生徒の給食費二ヶ月分 ③ 給食単価250円*7,560人*20日*2＝75,600千円 給食単価260円*665人*20日*2＝6,916千円 給食単価290円*40人*20日*2＝464千円 給食単価300円*4,585人*20日*2＝55,020千円 (うち、一般財源62,390千円) ④ 呉市立の小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する児童生徒がいる子育て世帯(負担金は給食協会等に対して交付する) なお、教職員の給食費については無償化の対象外。	R7.9	R8.3